

仕様書

1 業務名

札幌市障がい者スポーツセンター基本構想策定支援業務

2 業務目的

障がいのある方のスポーツ環境の整備については、「札幌市スポーツ推進計画改定版」（令和元年6月28日策定）において、「年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、スポーツは誰もが参加できるものであり、（中略）多様な人々がスポーツを通じて社会に参加することができるよう、スポーツを楽しむ環境を充実させるとともに、そのための活動を支援します。」としている。

このような中、本市では障がい者スポーツの普及振興や競技力向上、障がいのある方の社会参加の促進のための活動拠点となる障がい者スポーツセンターの整備に向けた調査検討を進めているところである。

本業務は、本市における障がい者スポーツセンターの在り方について、その考えを明らかにするための札幌市障がい者スポーツセンター基本構想（以下、「基本構想」という。）策定に係る支援を行うものである。

3 業務内容

本業務は、障がい者スポーツセンター整備に向けた基本構想策定に係る支援を行うものであり、具体的には以下の（1）から（9）までの業務を行うこと。また、当該支援については、これまでの本市での調査検討結果（以下、「本市調査検討資料」という。）及びスポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ中間まとめの内容を踏まえ、実施することとし、内容に不足のある場合は、必要に応じて追加調査・検討を行うこと。なお、本市調査検討資料については、契約締結後、速やかに本市が受注者へ提供する。

※参考：本市調査検討資料

【資料1：障がい者スポーツセンター運営体制に関する調査検討業務報告書】

障がい者スポーツセンターを新設した場合と既存市有スポーツ施設を活用した場合それぞれについて、運営の在り方や必要な人員・組織体制、具体的な障がい者スポーツの普及振興策、関係団体との連携、運営費などを調査検討したものの。

【資料2：令和5年度障害者スポーツセンター整備検討に係るアンケート調査報告書】

障がい者スポーツセンターの整備検討の基礎資料とするため、市内の障がい者手帳を持つ中学生以上の男女2,100人に対してアンケート調査を実施したものの。

(1) 本市の障がい者スポーツの現状と課題整理

基本構想策定の背景をまとめたうえで、本市における障がい者スポーツの現状・課題を整理する。

(2) 有識者へのヒアリング

障がい者支援団体、障がい者スポーツ団体、医療・教育分野の方等の有識者へのヒアリングを行い、基本構想検討における意見を把握する（ヒアリング対象は発注者との協議により決定する。なお、現時点ではヒアリング対象は市内の団体等 10 者程度を想定している）。

(3) 障がい者スポーツの将来像及び障がい者スポーツセンターの必要性等の整理

本市の障がい者スポーツの実施環境として目指すべき将来像、障がい者スポーツセンターの拠点としての必要性、位置づけ、役割を整理する。

(4) 施設機能・規模の検討

拠点施設として求められる機能、規模、運営体制、実施事業等について検討する。

(5) 概算事業費の検討・補助制度の整理

障がい者スポーツセンターの整備に係る建設費、運営費の検討や、利用可能性がある国等による補助制度について整理する。

(6) 整備候補地の比較検討

障がい者スポーツセンターの整備候補地について検討を行う（検討対象は 5 候補地程度とし、発注者との協議により決定する。）。

ア 各整備候補地の概要

イ 制約条件（建築法規の対応性、その他事業との関係性等）

ウ アクセス性の比較

エ その他発注者が求める事項

(7) 障がい者スポーツセンター整備までの対応の検討

障がい者スポーツセンターの整備には相当の期間を要することから、既存市有スポーツ施設の活用による障がいのある方のスポーツの場の拡充について検討する（検討する既存市有スポーツ施設については発注者との協議により決定する）。

ア 既存市有スポーツ施設での取組事項

イ 必要な施設改修

ウ 改修費・運営費

(8) 基本構想素案の作成

(1)～(7)の整理・検討結果を踏まえ、基本構想素案を作成する。

【構成例】

- ・基本構想の背景
- ・本市における障がい者スポーツの現状・課題
- ・障がい者スポーツの将来像
- ・障がい者スポーツセンターの必要性、位置づけ、役割
- ・導入機能：必要諸室、設備、バリアフリーなど
- ・施設の規模：面積、階数、高さなど
- ・運営体制・実施事業
- ・概算事業費：建設費、改修費、運営費など
- ・活用可能な補助制度
- ・整備候補地
- ・障がい者スポーツセンター整備までの対応（既存市有スポーツ施設の活用等）

(9) 札幌市役所庁内会議の資料作成等の補助

基本構想に係る札幌市役所内部の検討に関連して、発注者の指示に応じて、資料作成等の補助を行うこと。

4 業務期間

業務着手の日から、令和7年2月7日までとする。

5 中間報告

調査・検討を行った内容については、随時発注者に報告するとともに、「3 業務内容」の(1)から(7)を完了させたうえで、(8)の基本構想素案を令和6年8月末までに提出すること。

6 提出書類

(1) 着手時

契約締結後速やかに業務に着手するため、担当職員との打合せを行うこと。その際に、受注者は業務計画書を発注者に提示し、了承を得ること。業務計画書については、業務概要、業務日程表、打合せ計画、業務責任者、その他必要事項等について記載すること

とする。

(2) 完了時

ア 業務完了届

イ 成果品

(ア) 基本構想素案（本書） 5部

(イ) 基本構想素案（概要版） 5部

(ウ) 議事録

(エ) 電子データ一式（PDF形式並びにWord形式（文章）及びExcel形式（表、グラフ、図等））

(オ) その他必要に応じて指示するもの

※図面作成に当たり cad を用いる場合は、できる限り jw-cad を使用すること。cad 図面データについては、jww 形式（jw-cad 使用）または dxf 形式（左記以外使用）に変換したもののいずれかを提出すること。

7 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施等、環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8 特記事項

- (1) 受注者は、発注者と密接な連絡を取るとともに、定期的に進捗状況を報告し、発注者の確認を得ること。また、進捗状況に関する発注者の指示を遵守すること。
- (2) 履行期間完了前においても、発注者からの指示があった場合、必要な資料等を提出すること。
- (3) 受注者は、本業務の遂行にあたり知り得た一切の事項や、発注者より提供された資料・データ等について、外部に漏えいがないようにし、目的外に使用しないこと。なお、この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。
- (4) 定められた期間内に業務を完了するよう、作業の円滑化に努めること。
- (5) 業務の実施にあたり、本仕様書の内容を誠実に履行するとともに、契約図書及び発注

者の指示等に従い、本業務の意図、目的を十分理解したうえで、最高の成果を得るよう努力すること。

- (6) 本業務に関して生じる問題点及び疑義等は、発注者及び受注者の双方が誠実に協議し、処理する。
- (7) 承諾及び協議は、原則として書面により行うものとする。また、発注者の行う指示についても同様とする。
- (8) 原則として、本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。本業務で再委託を行う必要がある場合は、再委託を行う理由及び再委託の範囲を明確にし、事前に発注者と協議の上、書面により発注者に申請すること。
- (9) 本業務の成果物に関する権利は全て本市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁じる。
- (10) 本業務に関する事故等は、発注者に速やかに報告するとともに受注者の責任により適正に処理すること。また、事故等により生じた損害一切は受注者の負担とする。
- (11) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び札幌市個人情報保護条例（平成 16 年条例第 35 号）に基づき、適切に取扱うこと。
- (12) 本業務の遂行にあたり、関係法規、規則諸法令を順守すること。

9 関連計画・資料等

- (1) 札幌市スポーツ施設配置活用実施方針
<https://www.city.sapporo.jp/sports/haichi-katsuyo/index.html>
- (2) 札幌市スポーツ推進計画（改定版）
<https://www.city.sapporo.jp/sports/vision/visionkai.html>
- (3) 札幌市市有建築物の配置基本方針
https://www.city.sapporo.jp/chosei/shiyuu_kenchiku/houshin.html
- (4) 札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針
<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/sougoukannrikeikaku.html>
- (5) 令和 4 年度障がい者スポーツセンターの設置に係る検討結果（最終報告）
<https://www.city.sapporo.jp/sports/syogai/katudoukyoten.html>
- (6) スポーツ審議会健康スポーツ部会障害者スポーツ振興ワーキンググループ中間まとめ
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/001_index/bunkabukai006/index.html

10 所管課

札幌市スポーツ局スポーツ部企画事業課
電話：011-211-3044